

光市記者発表資料

令和8年8月21日

件 名 光市エネルギー価格高騰対応中小企業者等省エネ対策支援補助金の申請
期間延長について

内 容

現在実施している光市エネルギー価格高騰対応中小企業者等省エネ対策支援補助金について、下記のとおり、申請期間を延長しましたので、お知らせします。

記

1 変更内容

(1) 申請期間の延長（2か月延長）

変更前：令和8年4月24日（金）から令和8年8月31日（月）まで

変更後：令和8年4月24日（金）から令和8年10月30日（金）まで

※先着順、予算の上限に達し次第終了（予算の状況は、市HPで確認できます）

【参考：補助金の概要】

1 対象の要件すべてに該当する中小企業者等

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者及び個人事業主（市内在住者に限る）で、現に事業を継続しているもの。
- (2) 光市税の滞納がないこと。

2 補助対象設備

以下のいずれかで、一定の省エネ基準（トップランナー基準等）を満たすもの。

- (1) エアコン
- (2) LED照明器具（管球のみは対象外）
- (3) 冷凍庫・冷蔵庫（ショーケース含む）

※飲食業又は飲食料品の販売を主たる目的とする中小企業者等であって、当該飲食料品を保存することを目的とする事業者に限る。

- (4) 温水機器（電気、ガス、石油）

3 補助金額

設備の購入先	補助率	補助限度額
市内事業者からすべて購入	3/4 以内	60 万円
上記以外	1/2 以内	60 万円

※算出された補助金額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てとなります。

4 対象経費

- (1) 対象設備への更新に伴う必要な費用（購入費、据付工事費、撤去工事費、処分費等）
- (2) その他市長が必要と認める経費

5 申請方法

商工振興課に備え付け又は市ホームページ掲載の申請書類に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添付して光商工会議所（光市島田四丁目14番15号）へ持参または郵送により申請

6 実績報告

令和8年12月25日（金）まで

※実績報告期限の変更はありません。

【問合せ】

光市経済部商工振興課商工労政係

担当：山根、藤井 電話：0833-72-1519



光市の
事業主の
皆さまへ

光市エネルギー価格高騰対応中小企業者等省エネ対策支援補助金

事業者の方の省エネ機器への 買い替え費用を補助します

温水機器
(電気、ガス、石油)



冷凍庫・冷蔵庫
(ショーケース含む)

LED照明器具
(管球のみは対象外)



対象設備などの
詳細は裏面を
ご確認ください

対象設備

●エアコン
●LED照明器具

●冷凍庫・冷蔵庫
●温水機器

補助金額

上限 **60万円**

補助率

①全てを市内事業者から購入した場合

※施工業者が市外でも、元請け(支払先)が市内事業者であれば対象

3/4

②市外事業者からの購入品が含まれる場合

1/2

※設備更新に必要な費用(購入費、据付工事費、撤去工事費、処分費等)が対象となります。

(消費税等、保証・保険料、リサイクル料、振込手数料等は対象外。下取がある場合はその額を控除)

市内の事業所、店舗等で使用する事業用の設備・機器を更新するために要する経費を補助し、エネルギー価格高騰の影響を受ける市内中小企業者等の皆さまを支援いたします。中小企業者等のエネルギー価格高騰の影響の緩和、コスト削減、省エネ化、ひいては脱炭素化に寄与することを目的としています。

交付決定後に設備を購入・設置し、支払い及び実績報告を令和8年12月25日(金)までに完了する必要があります。

申請期間

令和8年

4月24日(金)～

令和8年

**10月30日(金)までに
延長しました。**

申請書類の提出先 **光商工会議所**

〒743-0063 光市島田四丁目14番15号
TEL:0833-71-0650

お問い合わせ

光市商工振興課

〒743-8501 光市中央六丁目1番1号
TEL:0833-72-1519 FAX:0833-72-8981
Mail:syoukou@city.hikari.lg.jp

詳細と申請書様式は
HPをご参照ください。



●この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して実施するものです。 ●このチラシに記載している事項以外にも要件があります。

光市エネルギー価格高騰対応 中小企業者等省エネ対策支援補助金

申請は
1事業者
1回限り



光市長
芳岡 統

対象者

以下①～④の要件をすべて満たす者

- ①市内に事業所を有する中小企業者及び個人事業主(市内在住者に限る)
※主に中小企業等経営強化法第2条第2項に定める中小企業者等
- ②今後も事業継続意思があること。
- ③市税の滞納がないこと。
- ④次のいずれにも該当しない者であること。
 - 国及び公共法人
 - 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第2条第5項、第13項第2号)に規定する営業を営む者
 - 暴力団等との関係有する者

対象設備

- エアコン
- LED照明器具(管球のみは対象外)
- 冷凍庫・冷蔵庫(ショーケース含む)
- 温水機器(電気、ガス、石油)

上記のいずれかで、トップランナー基準※1を満たすもの。

※新規設置、中古品、リース、レンタルの設備は対象外です。

※同一の設備で、国や県などの他の補助金との併用はできません。

※1 資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」(<https://seihinjyoho.go.jp/>)
において、省エネ基準達成率100%以上であることが確認できるもの(緑色の省エネ性マークが表示されているもの)又は、対象機器の省エネ効果について、メーカー若しくは販売店の証明により省エネ性能を満たしていることが確認できるもの。



省エネ性能の優れた製品(省エネ基準達成率100%以上の製品)については、緑色のマークが表示されています。

申請の流れ



申請時提出書類 光商工会議所へ提出

- 交付申請書(見積書、カタログ等の写しを含む)
- 設置予定箇所の現況写真(事業所であることが確認できるもの)
- 誓約書兼同意書
- 振込先の通帳の写し等(申請者名義の口座であること)
- 市税の滞納がないことの証明書(完納証明書)
※R8.4.1以降で申請前1か月以内に発行のもの
- 市内に事業所を有していることが確認できる書類
(履歴事項全部証明書、各種許可証、直近の確定申告書類、開業届等)
※法人の場合、完納証明書で確認できる場合は不要
- 設置場所が賃貸物件の場合は、所有者の承諾書

実績報告時提出書類 光市へ提出

- 実績報告書
- 設置状況が分かる写真(設置前・設置後)
※事業所であることが確認できるもの
- 設備の請求書、領収書の写し
※内訳が明確に記載されているもの
(「一式」は不可)

申請方法

【提出先】〒743-0063 光市島田四丁目14番15号 光商工会議所宛 Tel.0833-71-0650

【提出方法】郵送 **(令和8年10月30日(金) 消印有効)** 又は ご持参により提出をお願いします。

※補助金の限度額内であっても申請は1事業者につき1回限りです。

申請書類の入手方法

- ①光市役所 又は 光商工会議所のホームページよりダウンロード
- ②光市役所商工振興課(2階)、光商工会議所の窓口にて入手 ※左記方法での入手が困難な方はお問合せください。

お問い合わせ

光市商工振興課

〒743-8501 光市中央六丁目1番1号
TEL:0833-72-1519 FAX:0833-72-8981
Mail:syoukou@city.hikari.lg.jp

詳細と申請書様式は
HPをご参照ください。

